

社会保険

あいち

○-----とじて保管しましょう-----○



138タワーパーク（一宮市）

《今月の主な内容》

- 厚生年金保険の「養育期間中の標準報酬月額の特例措置」について
- 年末の健康保険給付申請はお早めに
- 協会けんぽは健康企業を応援します！
- 11月は「ねんきん月間」です
- 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ
- 「各種補助券」発行のご案内

〔 事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。〕
なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。〕

No. **512**

2015年11月

（隔月発行）

職場内で回覧しましょう

厚生年金保険の

「養育期間中の標準報酬月額の特例措置」について

次世代育成支援の拡充を目的とし、子どもが3歳までの間、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、それに伴い標準報酬月額が低下した場合、子どもを養育する前の標準報酬月額にて年金額を計算する特例措置が設けられています。



特例措置の概要

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった者の養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者が事業主を通して「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出することにより、特例措置を受けることができます。

なお、申出日より前の期間については、申出日の前月までの2年間について特例措置が認められます。

※特例措置適用期間中の保険料は、実際の標準報酬月額(養育期間中の標準報酬月額)で計算します。
※養育開始月の前月に厚生年金保険の被保険者でない場合には、その月前1年以内の直近の被保険者であった月の標準報酬月額が従前の報酬月額とみなされます。

特例措置の適用期間

子を養育することとなった日の属する月から、次の1～6のいずれかに該当する日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、基準月標準報酬月額を下回る期間となります。

- 1 子が3歳に達したとき
- 2 資格喪失したとき
- 3 申し出にかかる子以外の子について養育期間標準報酬月額の特例措置を受けるとき
- 4 子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- 5 保険料徴収の特例を受ける育児休業等を開始したとき



※④の理由により養育期間標準報酬月額特例措置に該当しなくなったときは、「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届」を提出してください。

添付書類

1. 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書
(申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるもの)
2. 住民票(コピー不可・個人番号の記載がないもの)(申出者と子が同居していることを確認できるもの)

※提出日から遡って90日以内に発行されたもので、特例措置の要件に該当した日に同居が確認できるものを提出してください。

提出先

被保険者からの申出を受けた事業主が郵送で事務センターまたは事業所の所在地を管轄する年金事務所に提出してください。

※被保険者であった者(退職者)は、自ら郵送で事務センターまたは勤務していた事業所を管轄する年金事務所へ提出してください。

年金記録訂正請求の手続きについて

被保険者期間や保険料納付状況など年金記録が間違っていると思われる方は、厚生労働省に対して年金記録の訂正請求をすることができます。

請求が認められた場合、既に年金を受け取っている方は、訂正後の年金記録に基づいて年金の額を変更します。年金額が増える場合、過去に遡って変更となります。

請求期限

請求期限はありません。年金記録が間違っていると思われる方は、過去のいつの記録であっても、厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができます。

請求方法

次の書類を、お近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

1. 年金事務所にある書類

- ①年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書
- ②同意書
- ③請求の概要

※日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。

2. 請求内容に関する状況が分かる資料

次のような書類が、資料のひとつとなります。

- ・確定申告書 ・給与明細書 ・家計簿の写し ・源泉徴収票 ・預貯金通帳
- ・勤め先の辞令 ・厚生年金基金加入員証 ・雇用主や同僚の方の証言（書）
- ・当時の履歴書 ・勤務実態を示す当時の写真 など



請求できる方

- ・被保険者ご本人（過去に被保険者であった方を含む）
- ・被保険者ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方※（その被保険者の方の年金記録の訂正を請求するとき）

※遺族年金の受給権者であるなど一定の条件があります。

留意点

請求内容については、様々な関連資料や周辺事情に基づき、総合的に判断されます。記録訂正につながる資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。

Q1 どのような年金記録が訂正請求の対象になりますか？

A 国民年金・厚生年金保険の被保険者であった期間の記録のほか、厚生年金保険に統合された旧船員保険の被保険者期間、旧農林共済組合、旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の組合員期間の記録が対象です。

Q2 年金記録の訂正請求ができるのは、どのような場合ですか？

A 年金記録の訂正請求ができるのは、例えば次のような場合です。

その他、詳しくは年金事務所の窓口でご相談ください。

- ・A社で働いていた期間について、退職日より前に厚生年金保険の資格を喪失した記録になっているのは誤りなので、訂正してほしい。
- ・〇年〇月から△年△月までの国民年金保険料が未納と記録されているが、納付したはずなので訂正してほしい。

Q&A

入院などで医療費が高額になる場合は 限度額適用認定証をご準備ください！

70歳未満の方が限度額適用認定証を利用すると、医療機関の窓口での支払が下記の自己負担限度額までとなります。医療費が高額になりそうな場合には、早めにお手続きをいただくと安心です。

■自己負担限度額（70歳未満）

被保険者の所得区分			自己負担限度額
ア	標準報酬月額	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ		53万~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ		28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
エ		26万円以下	57,600円
オ	低所得者(市区町村民税非課税者)		35,400円

※平成27年1月より自己負担限度額が、従来の3区分から5区分へ細分化されました。それに伴い、所得に変更がなくても、自己負担限度額が変わる場合があります。

●たとえば…区分ウの方が入院をして、総額で100万円の医療費がかかった場合



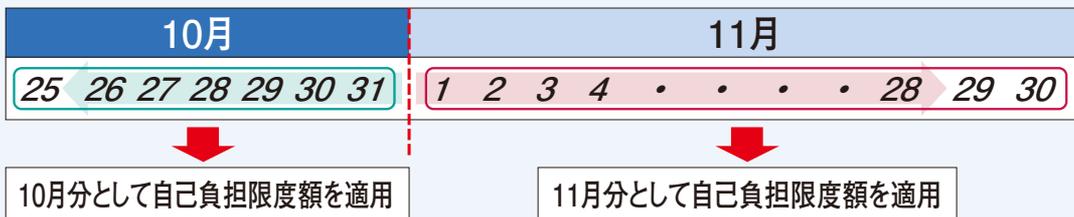
→ 自己負担限度額 80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%= **87,430円**

限度額適用認定証を提示することによって、窓口での負担額を30万円から約9万円にとどめることができます。

注意

自己負担限度額は、医療機関ごと(入院・外来は別)に、月の初日から末日までの、1ヶ月間の医療費について適用となります。

10/26~11/28まで入院した場合



年末の健康保険給付申請はお早めに

傷病手当金などの健康保険給付金等の申請書(療養費、高額療養費を除く)は、以下の受付日分までを年内にお支払できる予定です。

平成27年12月14日(月)

※申請に不備などがあった場合を除きます。

記入や添付書類にお忘れのないよう、記入例などを十分ご確認のうえ、お早めのご提出にご協力をお願いいたします。



協会けんぽは

健康企業を応援します!



従業員の皆様の健康サポート(特定保健指導)が無料で受けられます。

***健康サポートとは** 健診結果をもとに生活習慣病のリスクのある方に対し、保健師や管理栄養士が食事管理・体重コントロールのサポートを無料で行います。

***健康サポートの対象は** 協会けんぽの健診の結果、生活習慣病のリスクのある40歳～74歳の従業員の方

健康サポートのメリット

1 脳卒中や心疾患による従業員の突然の発病、入院といった企業経営リスクを軽減します。

2 従業員の生活の質(QOL)を向上します。



3 生活習慣病関連の医療費の増加を防ぎます。



健康サポートを利用するには

Step1

対象の方がいらっしゃる事業所にご案内が届きます。(健診受診から約3ヶ月後)

Step2

日程調整し、協会けんぽまでFAXをお願いします。

Step3

事業所へ保健師、管理栄養士が訪問します。(その他、協会けんぽの委託している機関でもご利用できます。)

エコモビ実践キャンペーン

参加事業所募集

実施期間 平成27年11月19日(木)～12月18日(金)

クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルである「エコモビリティライフ」を推進しています。環境や健康増進のためにも、このキャンペーンをきっかけとして、クルマの使い方を見直してみてもはいかがでしょうか?

参加事業所の募集期限：平成27年12月1日(火)

お問い合わせは

愛知県振興部交通対策課 エコモビリティライフ推進グループ まで TEL:052-954-6125



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部

協会けんぽ

〒461-8515 名古屋市東区葵1-13-8

TEL052-979-5190(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのものです。

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。

☎ 手続きは郵送でお願いします。

メールマガジン会員募集中!

[協会けんぽ 愛知](#)

[検索](#)

11月は「ねんきん月間」です

いい 未来
11月30日は
「年金の日」です!

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

◆「ねんきん月間」の趣旨

国民の皆様にも公的年金制度に対する理解を深めていただき、身近に感じていただくことを目的としています。

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」となっています。

ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

「ねんきん月間」の主な活動

- 年金相談の窓口として全国各地で「出張年金相談」の開設
- 大学、高校等の教育機関や事業所等へ出向いての年金制度説明会の開催
- 年金委員の皆様を対象とした研修会の開催



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します

～年末調整・確定申告まで大切に保管してください～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。平成27年1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付している方へ、本年11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、ご家族の国民年金保険料を納付した場合にも、ご本人の社会保険料控除額に加えることができますので、ご家族あてに届いた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、下記の専用ダイヤルへお問い合わせください。

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」電話番号 **0570-058-555**(ナビダイヤル)

(050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144)

※自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

受付期間 平成27年11月2日(月)～平成28年3月15日(火)

受付時間 月～金曜日 午前9:00～午後7:00・第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

受講者募集!

「社会保険事務講習会」 開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。

新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交替されました事業所の方など、受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。



開催日時・会場 各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定(受付:午後1時30分から)

開催月日	会場	所在地	定員(名)
1月19日(火)	アイプラザ半田 研修室	半田市東洋町1-8	60
1月20日(水)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	90
1月21日(木)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	90
1月22日(金)	豊川商工会議所 第1・第2会議室	豊川市豊川町辺通4-4	40
1月26日(火)	刈谷市総合文化センター(アイリス) 401・402研修室	刈谷市若松町2-104	80
1月27日(水)	豊田市福祉センター 42会議室	豊田市錦町1-1-1	35
1月28日(木)	瀬戸商工会議所 中会議室	瀬戸市見付町38-2	30
2月 2日(火)	栄ガスビル 501会議室	名古屋市中区栄3-15-33	100
2月 3日(水)	栄ガスビル 501会議室	名古屋市中区栄3-15-33	100
2月 8日(月)	岡崎商工会議所 特別研修室	岡崎市竜美南1-2	40
2月 9日(火)	豊橋商工会議所 401会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	60
2月10日(水)	尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 大会議室	一宮市栄3-1-2	80

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

講習内容

1. 社会保険制度の仕組みについて
2. 健康保険・厚生年金保険の適用・保険料について
3. 健康保険給付の手続きについて

申込資格

- 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
 - 平成27年3月1日から平成27年8月31日までの間に新規適用となった事業所の方
- 上記以外の方はお申し込みできません。**

受講料 無料です

申込期限

各会場とも開催日の4日前まで(土、日を除く)

※先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。(1事業所2名様まで)

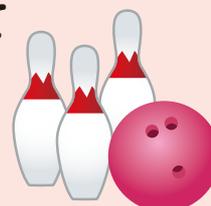
※定員に達した会場は、申込期限前であっても受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、受講申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

お知らせ 「ボウリング割引券」 利用対象施設について

皆様にご利用いただいております「ボウリング割引券」の利用対象施設のうち「豊川グランドボウル」が平成27年8月31日をもって閉店となり、現在ご利用いただけませんのでご了承ください。



① 「スキーリフト補助券」発行のご案内

下記施設のスキーリフト1日券の購入補助券を発行します。

スキー場施設名	所在地
① ダイナランド	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3035-2
② 高鷲スノーパーク	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3086-1
③ めいほうスキー場	岐阜県郡上市明宝奥住水沢上 3447-1
④ ヘブンスそのはらスノーワールド	長野県下伊那郡阿智村智里 3731-4
⑤ 治部坂高原スキー場	長野県下伊那郡阿智村浪合 1192
⑥ 駒ヶ根高原スキー場	長野県駒ヶ根市赤穂 5-879



- ◆補助金額 上記施設のスキーリフト1日券購入料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 スキー場のオープンの日から平成28年3月6日(日)まで(ただし、③の施設は平成28年2月29日(月)までです。)
- ◆発行枚数 3,000枚 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

② 「アイススケート滑走料補助券」発行のご案内

下記施設のアイススケート滑走料の補助券を発行します。

スケート場施設名	所在地
① 邦和スポーツランド	名古屋市港区港栄 1-8-23
② 一宮市スケート場	一宮市松降 1-9-21



- ◆補助金額 上記施設のアイススケート滑走料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 平成27年12月12日(土)から平成28年3月6日(日)まで
- ◆発行枚数 1,500枚 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

③ 「いちご狩り利用補助券」発行のご案内

下記施設のいちご狩り利用補助券を発行します。

いちご狩り施設名	所在地
① マルカ農園	田原市池尻町精進川 60
② 南知多グリーンパレイ いこいの農園	知多郡南知多町内海打越 39-1
③ アグリス浜名湖	静岡県浜松市西区平松町 2014-1



- ◆補助金額 上記施設のいちご狩り入場料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 平成28年1月16日(土)から平成28年3月6日(日)まで
- ◆発行枚数 3,000枚 ※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

※上記①～③のそれぞれの補助券について

- ◆申込資格 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者
- ◆1事業所の交付枚数
事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚

※申込方法(申込書様式)、補助金額等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。
(ご依頼の際、必要な申込書の種類と貴事業所のFAX番号を必ず記入してください。)

社会保険 **あいち** No.512

—平成27年11月発行—

記事提供：日本年金機構中部ブロック本部
全国健康保険協会愛知支部
発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022
名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階
☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>